

第六十三回国会 衆議院 文教委員会著作権法案審査小委員会議録 第五号

昭和四十五年四月二日(木曜日)

午前十時二十一分開議

出席小委員

小委員長 高見 三郎君

小沢 一郎君

塩崎 潤君

松本 光君

川村 継義君

山中 吾郎君

麻生 良方君

河野 洋平君

谷川 和穂君

森 喜朗君

小林 信一君

正木 良明君

出席政府委員

文化庁長官 今 日出海君

文化庁次長 安達 健二君

小委員外の出席者

文教委員長 八木 徹雄君

文教委員 伊藤卯四郎君

文教委員 山原健二郎君

参 考 人 (参議士) 伊藤 信男君

参 考 人 (作家) 石川 達三君

参 考 人 (協同組合) 寺島 秋子君

参 考 人 (作家組合) 田中 彰君

参 考 人 (作家組合) 室長

本日の会議に付した案件

著作権法案(内閣提出第三九号)

○高見小委員長 これより著作権法案審査小委員会を開会いたします。

著作権法案を議題とし、審査を進めます。

本案について、まず、参考人より御意見を聴取

することにいたします。

本日御出席をいただきました参考人の方々は、伊藤卯四郎君、作家の石川達三君、協同組合放送作家組合常務理事寺島秋子君、以上三名の方であります。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

参考人各位におかれましては、御多忙中にもかかわらず御出席くださりまして、まことにありがとうございます。参考人各位におかれましては、十分に忌憚のない御意見を述べくださいますようお願い申し上げます。

なお、各位に念のため申し上げておきます。御意見の発表の時間はお一人約十五分間程度とし、その後、小委員各位からの質疑があれば、お答えをお願いいたします。また、御発言の際は、そのつど小委員長に許可を受けることになっておりますので、以上お含みの上、よろしくお願いたします。

それでは、順次御意見をお述べいただきます。

最初に石川参考人にお願いたします。

○石川参考人 参考人の石川であります。ただいま委員長から忌憚のない意見を聞きたいというお話でしたので、私も平生から考えておることを少しお話ししてみたいと思います。

大体、私も著作家というものは、ほとんど個人であります。そしてその個人は、自分の著作活動以外のことに限っては、たとえ法律関係あるいは自分の著作物についての利益を守るといふようなことについては、ほとんど無能力な人が多いのであります。これは音楽関係でも、作家、演劇関係でも、美術関係でも、ほとんど同様に見えることだらけと思ふのです。そういう無能力に近い人たちの権益を擁護するというのが、著作権法の根本の精神だらけと思ふのです。その点について

いまここに提出されております法案を拝見しますと、必ずしも擁護だけではないに、著作権の制限の条項がかなりたくさん入っている。ある人に言わせると、これは著作権法じゃない、著作権制限法だ、というふうな悪口を言う人もあるわけですが、私は、決してこの著作権法に全面的反対などとはしていません。なるべく早く審議を尽くされて、なるべく早く新しい著作権法が制定されることを望んでおります。望んでおりますけれども、それについては幾つかの疑問の点がある。その点をひとつ私の考えを申し上げたいと思ふます。

著作権は、私有財産と考へます。無体財産といふすけれども、私有財産の一つであつて、私ども死んだときには相続税の対象になる、そういう私有財産であります。これはみだりに制限されるべき筋のものじゃないと思ふます。それが、この法案においては制限の条項がかなりたくさんある。これが一つ大きな疑問点であります。

その次に、私も以前からこの法案についてはいろいろ文書でもって意見を出しておりますので、その文書を見ていただければいいのことはおわかりいただけると思うのですが、第二の点には、この法案ができた最初のころから、委員会が文部省につくられたそのときに、学識経験者などもおりましたけれども、著作権利用者と著作人とはほぼ同数、著作人のほうが七人、利用者が六人というふうなぐあいでは、たとえ映画会社の社長という人は入って入りましたけれども、映画監督は一人も入っていません。私などたびたび抗議しまして、映画監督を入れてくたして映画についての著作権法ができるのかというふうなことを申しましたけれども、定数があつていまから監督を入れることはできないのだというふうなこと、かなり利用者側の利益というものが考慮さ

れた法案ができたのじゃないかと思ふのです。私も考へるところによりまして、この著作人と利用者との間には、意見の食い違いはあります。その意見の食い違いはあるにしても、立法の根本精神というふうなものがあるに違ひない。著作権はいかにあるべきかという基本的な理念があるに違ひない。ところが実際には、著作人側の利益と利用者側の利益と、その食い違つたところの妥協点を見つけないというふうな考えがあつて、妥協点をさがすというところ、立法の根本精神がゆがめられた点がありはしないか、そういう点を私は二、三感ずるのであります。それはまた後に申し上げますけれども。

それから、この法案をずっと拝見しまして、日本語としては不適當な、こんな日本語があるかと思はれるようなものが幾つかあります。そういう点はもうぜひ修正していただきたい。日本の法律が日本語としては不備だといふような点は、ぜひとも修正していただきたいと思ふのであります。

それから個々の条文について少し申し添へたいと思ひますが、第一条に「文化的所産の公正な利用に留意しつつ」といふところ、利用と利用とが非常に重く見られておる。それほど利用を重く見るよりは、まず著作人の利益というものが第一に考へられなくちゃならないのじゃないか、その点が少しバランスがくずれていやしないかというふうに私は思ふのです。

それから第二条あたり、これは国語のさまつな問題かもしれませんが、「レコードに固定されている音を最初に固定した者」といふのは、ちよつとわからないのです。むしろレコードにいままで固定されていなかった音を最初に固定した者じゃないかというふうな疑問を感ずるわけです。

それから第二十四条あたりでも、「著作者は、その言語の著作物を」とこれも日本語としておかしいのじゃないかと思うのです。言語による著作物、工芸材料による著作物というふうなことはから見ても、言語による著作物というふうな書き方をするのが当然じゃないか。これは国語的な問題です。

それから二十条一項あたりでも、あいまいな表現がなされておるところがあります。これらの変更または削除を受けないものとするところがあるけれども、変更または削除を受けないものという言い方はあいまいであって、削除を拒否することができるといふふうなはっきりした表現をとっていただきたいと思います。

それから三十一條あたりの図書館における研究資料、それから資料保存などのためのコピー、複製をつくること。これについてはもう少し厳密に規制をされていないと、著作権の保障が十分にできない。これはわれわれの間では非常に問題にされておるところです。

それから、教科書あたりの事前許諾の問題、自由利用については、自由利用の範囲が相当広くなっております、その分だけ著作権が制限されておるといふ形になっておりますので、これをぜひとももう少し著作権者の権益ということを十分に考えていただきたいと思います。

三十七条の盲人のための点字や録音の自由利用、これは非常に問題の多いところであり、前から私も文部省の当局の方にも申し上げておるのですが、盲人に対する福祉というの、著作権者の権益を政府が取り上げて盲人に与えるというふうな形であるべきものじゃなくて、盲人に対する福祉は政府がやるべきことであって、政府がわれわれ著作家からその著作物を買って盲人に与えるというのなら話はわかりやすいけれども、われわれから無償で取り上げて盲人に与えるというのでは、筋が違ふ。著作家は、盲人のためにそれだけの犠牲を払わなければならない義務は何もない。これは政府がやるべきことであって、著作家

の犠牲においてなすべきことではない、こういうふうに私は考えます。いままでのところ、盲人に対する点字利用などについては、全く無償でわれわれは承認しております。これはいまさら法律でもって規定される必要はない。現在までも十分に私たちが無償で奉仕しておるのですから、そのままでもいいじゃないか。何のためにこれを法律にしなければならぬのか。法律にすることになると、われわれの権利がそれだけ奪われたということになる。奪う必要がないことでもあります。

それから、六十八条、七十条、以下七十四条まで、いわゆる放送の強制許諾という条文がありますが、これは基本的に著作者よりも放送業者が優先されておる。著作家の許諾が得られない場合には、放送は取りやめるのが当然であって、得られなくても文化庁長官の裁定によって放送をやってもよろしいというのでは、著作家の拒否権がここで否定されておる。著作家というものは、自分では積極的には何もすることのできない職能です。ただ自分が創作活動をするだけであって、あとは出版にしろ、それから映画にしろ、放送にしろ、自分がやるのではなくて、みんな利用者側がその企業によってやっておる。それに対して著作家側がなし得るたった一つのことは、拒否です。この拒否権というのは、著作権と表裏一体をなすものであって、拒否権がなければ著作権もないと同じようなものじゃないかと思ふのです。拒否権について、この法案は全体にあまり大きく見られていないように思いますが、私は拒否権というのは著作権に伴う非常に大きな当然の権利であって、これはぜひとも重要なものとして考えていただきたいと思います。この放送についての強制許諾の条項というのは、もう一度全部考え直していただきたい。説明によりますと、これは何か通信衛星とい

いますか、人工衛星を使った場合の何かのための法律であるんだという御説明を聞きましていただいても、そういう字句はこれの中には一つも書いてない。結局、われわれがこれに一番大きな疑問を持たれるというふうな結果になっておると思ひます。

それから七十七条のあたりには、私は、著作権は第三者に対抗するために登録を必要としない、登録しなくても著作権というものはいつでも第三者に対抗することができると、こういう条項をひとつ入れていただきたいというふうに思ひます。

それから七十九条の第一項に、「出版権を設定することができ」とありますけれども、「出版権を設定せしめることができる」とであらうと思ふのです。つまり出版権というものは、著作家が持つておる権益の中の部分権であって、出版権は出版社が持つて自分でもってこしらえる権益ではない。著作家が出版社に与える権益であります。したがって、この出版権は、設定することができるとはなしに、作者、著作家の側が出版権を設定させることができる、設定せしめることができる、こういう条項でなくてはならぬと思ふのです。

それから第八十四条の三項のところに絶版のことが出ておりますが、この絶版の場合には、それによって出版社が損害を受ける場合にはその損害を補償しなければ絶版ができない、こういう法案になっております。しかし、私が先ほど申しましたように、著作権法の根本精神が乱れているのじゃないかというのがここのことでして、つまり損害を補償しなければ絶版できないというのは、出版社優先であります。そうじゃなくて、絶版というのはどこまでも作者が固有に持つておるところの自分の権利であって、いかなる場合にも絶版はできる。ただし、絶版によって出版社に損害をかけた場合には、その損害は補償しなければならぬ。これは第二段に考えることです。どこまでもこの著作家の絶版という拒否権は侵されることのない権益であって、これが逆に出版社に対して損害をかけたときにはそれを補償しなければ絶版の権利がないというように、絶版の権利がここで奪い去られておる。こういうところが、この法案における著作権法の根本の精神の乱れであるというふうに私は考えます。

それから八十七条に出版権の譲渡があります。この出版権の譲渡ということになりますと、出版権というものが出版社が持つておるところの財産権のような性格に変わってきます。この出版権は、もともと作者が出版社に与えた権利ですが、それがさらに売買されるということになりますと、出版社がそういう財産権を一つ持つておるような形になります。出版社が自分で出版することができないようになったときには、その出版権は作者に返すべきものであつて、ほかにかつてに譲渡すべき性質のものじゃない、私はそういうふうに考えます。それからついでですけれども、いまブッククラブという組織が二つばかり出たというとして準備しておりますが、これは何だか出版権の賃貸みたいな形になるので、そこに、これは将来の問題ですが、ちょっと疑問の点があると思ひます。

それから百十六条第一項のあたりに、社会的感情の変動その他によりこれらの行為が当該著作者の意を害しない」と認められた場合云々というのがあります。これは社会的感情の変動というのには、非常に疑問があります。社会的感情の変動とは一体どういふことであるのか、だれが変動を認定するのか、その辺がはっきりしない。社会的に変動したからこれはもうかまわぬとか、まだいけないとかいふことをだれが一体認定するのか、こういう条項は非常に不安定なはつきりしない条項だらうと思ひます。

それから罰則のところ、百十九条ですが、著作権侵害、出版権の侵害、隣接権侵害、それがすべて同一に扱われていて罰金幾らというふうに規定されておりますが、著作権は著作家が持つておるところの第一次的な権益であつて、出版権、隣接権その他などは第二次的な権益でありますから、著作権の侵害と出版権、隣接権の侵害と同一に扱うということには、疑問がありやしないか。著作権侵害のほうは侵害の罪としてはもっと重い罪じゃないかというふうに私は私には考えます。それから語句の訂正ですが、附則の第九

条あたりに「この法律の施行前にした旧法の」とあります。これは十二条、十三条の二項、十七条、十八条なんかに同じ字句があります。「この法律の施行前にした旧法の」という日本語はないと思うのです。この法律の施行前になされたとか、結ばれたとか、行なわれたとか、そういうふうなのが日本語であって、「施行前にした旧法」、こういう日本語はないと思うのです。

それから、私は映画のほうは専門ではありませんけれども、映画のほうで、映画監督、それからシナリオライターとか、照明とか、撮影とか、そういう人々をひっくるめて著作者、これを著作者であるけれども、著作権は会社の側に与える、そういうふうな規定になっております。そうすると、この監督や撮影や美術などを担当した著作者というのは、一体何が与えられたのか。著作者という名前が与えられただけであって、実質は何にもないんじゃないか。もちろん映画という形態から申しまして、会社の側が利用権を相当程度持つていなければ映画の利用ができないという事情はありますけれども、会社の側に著作権全部を与えてしまつて、著作者という監督以下の人たちには何にも与えられていないというのでは、映画監督が腹を立てるのは当然だろうと思うのです。映画監督は今度の著作権法案全体について反対の意向を示しておりますが、それはここに一つ欠陥があると思ふのです。私が考えますに、著作者は映画監督以下の人たちであるけれども、著作権は会社の側だ。その著作権と著作者との間に何も関連がない。それがこの法案で何にも規定されていない。著作権は会社側に与えるけれども、これについては、著作者に対してはこういう義務がある、著作者は著作権者たる会社に対してはこれだけの権益があるんだというふうな、その間をつなぐところの何か条文がなくてはならぬ。それが何にもない。したがって、監督以下の著作者は、自分たちの仕事全部会社に取り上げられてしまつて、自分たちには何もないじゃないかという形になっております。この著作者と著作権者との間をつなぐ

ものが何かなければ、この法案は不備ではないかというふうに考えます。

それから大体簡単に、時間制限されてますので、以上で私の考えは省略しますけれども、聞くところによりますと——これは聞くところで、はつきりした根拠はありませんけれども、聞くところによりますと、この法案は今年の九月十日くらいまでには衆議院のほうを全部無傷で通過させて参議院へ送り込む予定だというふうに聞いております。間違ひならばけっこうですけれども、もしそれがそのとおりだとすれば、私は、この法案が無傷で衆議院を通過するというのはおかしいんじゃないか。いままで七年も八年もかつてよりやくこまでこぎつけてきて、そして私のようになしろうと考へてもこれだけいろいろ欠陥があるものが、衆議院を無傷で通過して参議院に送り込まれるというのはおかしいのじゃないか。そこに何かいろいろ法案審議の御都合や何かはおありになるでしょうけれども、それではわれわれとしては納得できないものがありやしないか。たとえ一年かかって、また二年かかって、大事な法律ですから、もっと慎重に衆議院でもって審議していただきたい。そうでないと、私たちはほんとうに法律というもののについての信頼感を失はしないかというふうな気がするのであります。

失礼な点があったかもしれないが、その点はひとつおわび申します。どうも……。(拍手)

○高見小委員長 ありがとうございます。次に、寺島参考人にお願ひいたします。

○寺島参考人 私、放送作家の寺島でございます。本日は発言の機会をいただきまして、どうもありがとうございます。

放送作家と申しましても耳なれない方もいらっしゃるかと思いますので、ちょっと御説明いたします。私ども放送作家は、テレビやラジオの脚本を書いておられますシナリオライターでございます。したがって、著作権法は、私どもにとりまして、ほかの著作者の方たちと同じように、いわば死命を削るような大切な法律でございます。

それで、このたび改正についての審議が著作権制度審議会が始まりましたから、私どもはたいへん真剣にこの審議の過程を見守つてまいりました。ことにこのたびの改正は、放送や映画についてかなり大幅にいろいろ改正されるというふうに聞いておりましたので、私どもはより真剣に見守り、また機会あるごとに関係各方面に意見を申し上げてまいりました。何しろ現行法律に「著作物ノ著作権ハ其ノ著作物ノ無線電話ニ依ル放送ヲ許スルノ権利ヲ包含ス」というような表現になっておりました、もちろんテレビもない時代にできた法律でございますから、テレビ放送のことなどはどこにも書いてございません。したがって、若し放送作家、テレビに脚本を書いておる作家などは、現行著作権法では、われわれの権利は一つも守つていくれないのだ、保護してくれないのではないかとというようなことを言う人さえおるような次第でございます。そんなわけですから、一日も早く著作権法を現在の現実に即した近代的な法律にしたい、だからというところは、われわれ放送作家だけではなく、放送の分野で働いておる者全体の願ひだと思ひますし、私も切にそれを願つております。ですから、法律と云ふものは一たんきめられまうと、それを變更することはなかなかやつかないことというところも聞いておりますので、ぜひともこの機会に十分に御審議いただき、矛盾しているところはできるだけなくして、よりよい法律にしたいと思ひたいと心からお願ひいたします。

これまでも、いろいろな立場の方がいろいろな御意見を述べられたことと思ひますけれども、私は、放送に関係しております著作者の立場から、しかし単に放送作家の利害にこだわるのではなくて、法案を拜見してどうも矛盾しているのではないかと思ひます点について、二申し上げたいと思ひます。

まず第一に、第二十九条でございます。いま石川先生もおっしゃいましたけれど、第二十九条全体

に反対ということは、映画、放送の著作者はみんな考へてはおりますけれども、もしもこれがこのまま通りまうならば、せめて第二項に關しては考へていただきたい。第一項と第二項の間で放送と映画の間にある、私どもテレビ映画と申しておりますけれども、テレビ映画の問題がどうもすばんと落ちてしまつていくように思ひます。ということとはどこかと申しますと、第二項で、「もつぱら放送事業者が放送のための技術的手段として製作する映画の著作物の著作権のうち」その著作物を放送する権利とか、放送されるその著作物を有線放送したり受信装置を用いて公に伝達したり、その著作物を複製し、その複製物により放送事業者に頒布する権利が、映画製作者としての当該放送事業者に帰属するといふふうに書いてございまして、なせここで「放送事業者」とわざわざうたわなければならぬのか、どうも私はわかりません。なぜなら、先ほど申しましたように、放送のための技術的手段として映画を製作しておりますのは、現在放送事業者だけではございせん。放送局の下請プロダクションとかその他のプロダクション、また映画製作会社も放送のための技術的手段としての映画、先ほど申しましたテレビ映画を製作しております。現在ではNHKは別として、民間放送で放送されている作品は、これらのプロダクション、外部のプロダクションや映画会社の製作の番組が非常にふえております。ことにドラマの番組におきましては、圧倒的に外部製作のものが多くなつてゐる。つまり局内でつくられてゐるものよりも、外部でつくられてゐるもののほうが多くなつてゐるわけです。たとえば民放局では、毎年四月に一年のうちの通過して一番大きな番組改編がございしますが、ことし東京民放五局で新しく放送されることになりました番組、六十八本でございしましたから、そのうちの放送局内でつくります番組と放送局の外で、外部プロダクションとか映画製作会社がつくり出す番組との比率は、大体四対六、局内でつくつておりますものが四で、外でつくつておりますものが六とい

るようなことになっております。皆さま御存じの「ザ・ガードマン」とか「サインはV」とか「銭形平次」とか「キイハンター」とか「特別機動捜査隊」とか、最近始まりました「大岡越前守」とかいいいます。人気番組は、すべて放送局がつくっているのだけなくて、放送局外のプロダクションとか映画製作会社がつくっているものもございます。しかもこのういう外部製作の番組は、今後どんどんふえる傾向にございます。新聞などですでに御存じのことと思いますが、現在製作部門の切り離しを考えております。考えているだけではなくて、現に実行しつつあります。かつてドラマのTBSといわれましたTBSでさえも、いろいろな率先してその製作部門、ドラマやなんかをつくる製作部門の切り離しを実行いたしました。おそらくこの秋か来年には、TBSでも製作するドラマは一本もなくなるのではないかとはいわれているような現状でございます。ということは、放送のための技術的手段として映画を製作する放送事業者は、もう間もなくNHKさんだけでなく、なまじり日が来るのではないかと私も私ども考えております。このように、民放局においては多くの番組がテレビ映画として放送局以外のところで行われている現在、なぜこの二十九条の二項に「放送事業者」と限定しなければならぬのか、実はさっぱりわからないわけです。どうも現実に合わない条文だと私も思われるわけです。しかもこの二十九条によりますと、放送事業者以外の映画製作者が、放送のための映画、たとえば先ほどから申しておりますテレビ映画をつくった場合には、二十九条の一項によって映画の著作権はすべて製作者に帰属することになっております。しかし、その製作者が放送事業者の場合だけは、二項によって、大ざっぱにいいますと放送に關する権利だけが帰属するというものになっていて、どうもこれは片手落ちではないかと思えます。しかもそのプロダクションや映画会社が放送用の映画を製作する場合には、放送局の下請の仕事をするわけですから、条件は放送局よりも悪

い条件で映画を製作することになる。ということでは、著作者の側からいいますと、放送局で仕事を
する場合よりも、プロダクションや映画製作会社
で仕事をする場合のほうが、より悪い条件で仕事
をしている。報酬もたいへんに安くなっている。
それなのに放送局で仕事をした場合には放送に関
する権利だけが製作者にいくのに、プロダクショ
ンや映画製作会社で仕事をした場合には、その映
画著作物に関する権利はすべて製作者のほうに
いつてしまふ。これは全く著作者側にとりまして
は矛盾しているのではないかと思うのです。同じ
ように放送のための技術的手段として製作される
映画が、その製作者が放送事業者かそうでないか
で帰属する権利の範囲が区別されるということ
は、全くおかしいことのように私は思います。で
すから、この二十九条の二項では、放送事業者の
製作したものにだけに限定せずに、放送のための技
術的手段として製作される映画全部を規定してい
ただくほうが、実情にも合っておりますし、条文
としてもすっきりするのではないかと私もは考
えております。

次に申し上げたい点は、先ほど石川先生もおつ
しゃったことですけれども、第六十八条の放送の
強制許諾についてでございます。石川先生もおつ
しゃいましたけれども、私も、出版や映画化
その他のときには、あくまでも著作者の許諾権が
尊重されているのに、なぜ放送だけはこの六十八
条によってその権利が狭められているのか、理解
できないのでございます。公益、公共の利益とい
うことを考えてこの条項が置かれたとしまして
も、たとえばニュースなど報道番組の場合には、
第四十一条によって著作者の権利がすでに制限さ
れておりますし、その他の場合と考えますと、お
そらく娯楽とか芸術の面で著作物が利用される場
合だと思えますけれども、そういうような場合に
も、たゞえ著作者が自分の著作物を放送に使うこ
とを拒否したとしても、それがはたして公益を害
するものであるか、公共の利益を害することにな

るのかどうか。出版をすることを拒否したり、暗
画化することを拒否したりする場合と、放送を拒
否する場合とがどう違ふのか、その辺をたいへん
疑問に思ふのです。放送に携わっている著作者の
一人としまして、この著作権法案がどうも矛盾し
ていると思われる条項は、まあ以上の二点でござ
います。

初めに申し上げましたとおり、私は著作権法が
一日も早く現在の実情に合った近代的なものに改
正されますようにたいへん強く希望してはおりま
すけれども、それまでに何とぞ十分に御審議いた
だきたいと思ひますし、いま申しました二十九条
の二項とか、六十八条については、いま一度御審
議いただきたいとお願ひいたしまして、終わりたい
と思ひます。ありがとうございます。（拍手）

○高見小委員長　ありがとうございます。（拍手）次
に、伊藤参考人をお願いいたします。

○伊藤参考人　私、伊藤信男でございます。貧弱
ではございますが、私の在野法曹としての経験を
通しまして、この改正法案に対する意見を次の四
点にしぼつて――ほかにもいろいろございますけ
れども、ここでは次の四点にしぼつて申し上げた
いと存じます。

まず第一は、第五章の紛争処理の第一百五條以
下、著作権紛争解決あつせん委員の制度でござい
ます。この制度の性質は、現在行なわれておりま
す民事調停に類するものと考えられます。もしそ
うであるならば、これはすでに裁判所に民事調停
の制度があるので、屋上屋を架するよりなもので
はないか、調停は裁判所にまかしておけばいいん
じゃないかという意見が当然出てくると考えられ
ますが、著作権事件は特殊の性質を持つておりま
して、これを一般民事調停にゆだねることは必ず
しも適当とは考えられません。古くは昭和八年の
榛村専一氏の「著作権法概論」、それから戦後にお
きましては、昭和二十三年の勝本正見博士の「著
作権法改正試案」、昭和二十五年には城戸芳彦博
士の「著作権法改正私案」などに、いずれも著作権
に特有の調停制度、仲裁制度を設けるべきである

という構想が打ち出されております。その理由としてしましては、著作権事件は複雑難解であり、特別の知識、経験を要するので、特別の手続が必要であるということがうたわれております。現実に民事調停制度のやり方を見ますと、やはりその感が深いのでございまして、私など、とうてい著作権事件を民事調停に持ち出すような気持ちは起こりません。民間にも調停を行なうような団体がございしますが、これもどの程度まで信頼を置いていいか、疑問が抱かれます。本日は御欠席になりましたが、山本桂一教授の著書にも、批判的なことが出ております。そこで、裁判所に持ち込み、本訴を起こして訴訟の段階に持ち込みますと、相当長くかかります。これは大体二年くらい、長いと三、四年、もし控訴、上告でもしますと、五年、六年というふうにかかるわけであります。戦後唯一の著作権の最高裁判例を生んだミュージックサプライ事件というのがございますが、これは札幌の有線放送を扱った事件でございます。この事件は七年かかっております。昭和三十三年に仮処分申請が行なわれましてから、最高裁の判例が昭和三十八年十二月二十五日に出るまで、七年間かかっております。城戸博士はこの点について、現状では損害賠償等の請求訴訟を提起しても、判決が確定するまでには相当長い日時と多額の費用とを要する結果、判決の実効がほとんど失われるといつても過言ではない、このようにその著書に述べておられます。これは残念ながら同感と申し上げるほかない実情でございます。そのために、訴訟が中途はんばな段階で和解で終わってしまうというケースが、著作権の場合非常に多くございします。大ざっぱな推測でございしますが、大体判決で終結する事件一件に対して、和解で終わる事件が四件あるいは五件というふうに、私の経験から推測いたします。したがって、法案にこういふような特有のあつせん制度を設置されるということが、この弊を救うものということができようかと思ひます。これは適正に運用されれば――適正ということは、だれでも気軽に利用できるというこ

と、結論を出すことが早いということに尽きるかと思ひますが、適正に運用されれば、関係者の利用が多くなる、信頼を得て利用が多くなるということ、効用を発揮することができるとかと思ひます。従来、著作者側は自分の権利が侵害された場合、先ほど石川先生もこのことに言及されましたが、権利を無視されても、どうも訴訟に訴えるというところは繁雑でかなわないということ、泣き寝入りをするということが多かったようでございます。もつとも最近では必ずしもそうではなくて、団体の力を借りて、団体に申し入れをして、団体の交渉にゆだねるといふような傾向がだんだんと強くなつてまいりました。これは非常にけっこうなことだと思ひますが、たとえば文芸家協会、放送作家協会等は、会員の申し入れによつて非常に強力に交渉を進めていく、会員の権益を擁護しておられる。たまには、多少団体の力が強過ぎて、勇み足的な解決が新聞に報道されるのを見ることがございます。これは文芸家協会と放送作家協会のことでは毛頭ございせん。それ以外の団体においてそういうことがたまにあるようでございしますが、まあそういうこともしょうがないかと思ひます。一方使用者側におきましては、たまには権利者側から非常に不当な要求を受ける、高額な要求を受ける。しかし、これを裁判に持ち出されて新聞に報道されると不面目であるというふうなことから、不本意ではあるが金を出して解決するというふうなことも行なわれておるようでございします。このあつせん制度の設置ということ、は、こういうふうな著作者側、使用者側、両方にとつて不満を解消するということになるのでありまして、これによつて著作権の世界が明朗化するといふことが期待されるわけでございます。もつとも、この制度があまり発展しますと、弁護士、職域を侵すといふふうな声も出てくる可能性がございしますが、しかし、これは一般の弁護士にとつては影響は非常に微々たるもので、とても問題にならないものだと思ひます。ただ、觀念上はそういうことになつてくるかと思ひます。また、当事

者に民事調停あるいは本訴を起すという道も残されておりますので、職域を侵すという声は、まあ出てまいりまして、これは大して問題にする必要はないんじゃないかといふふうに考えます。次に第六章以下の権利侵害。百十二条、百十三条、百十四条などに、現行法にない規定がございします。現行法の規定はちよつと簡単にすぎまして、民法の七九条以下の「不法行為」の規定に大体まかせるようになっております。不法行為につきましましてはいろいろ判例がございまして、大体判例法が確立しているといふことでございますが、著作権の場合、やはり特殊な事情がございしますので、こういうふうな規定を設けることは、非常に適當であらうと考えます。訴訟の場合に一番困りますのは、損害額の立証といふことでございします。権利が侵害された。そこで損害が起つた。ではその損害額は幾らか。損害額が確定しない。裁判所は勝訴の判決を下しません。無断興行の場合に、権利侵害によつて損害賠償の請求をしたケースで、損害額の立証がない、あるいは不十分であるといふことで、原告が負けている例が、二、三判例集に載つております。こういう判決は不当だと思ひますが、しかし現実にはそういう判決が出ております。そこで、こういうふうな損害額の推定、百十四条、こういう規定を設けて原告の損害額の立証の責任を反対側、被告側に負しめる。それに対する反対の意見があれば、被告側で反対しなければいけない。一応法律上には推定を受けるというふうな規定を設けられたことは、はなはだ適當であると思ひます。これは特許法の規定と同じようなものでありまして、この規定によつて、著作権が特許権、工業所有権のレベルに達したといふことができることになるわけでございます。

ところで、最近、といったしましても、去年からことしにかけまして約一年の間に、私はたまたま翻訳と写真のことについて、いずれも三件ずつ相談を受けました。ちよつと気づいたことがあるので、この点について申し上げたいと思ひます。たとえば原書を手に入れてこれを翻訳したいが、著作権者はわからない、どのようにしたらいいかといふことであります。それからまた古い写真、これをある本に挿入したいので、いろいろ苦心してさがして適當な写真を手に入れた。これを使いたいが著作者、撮影者といふものが一切わからないう。無断で使つてもいいと思ひただけけれども、一応相談したいといふようなことなんでしょう。普通外国の本には、著作者、著作権者、発行者といふものの表示はございしますが、外国のことでもあり、また古いと、その権利者を確知することとは非常にむづかしい。ちよつと不可能にも近いような状態になります。そこで発行年を見ると、大体十年以上たつてゐる。十年以上たつたものは、日本国内で日本語出版物が出版されてゐない限りは、自由にできる。翻訳権は消滅して自由にできる。だからそういう点を調査した上で、出版物がなければ自由に翻訳出版してもよろしいといふふうな返事をするようになります。写真の場合も大体同様で、写真著作権は短いので、前大戦當時のようないふような古い記録写真のものは、これは自由にできる。本に挿入してもよろしいし、写真集をつくつてもよろしいといふふうな返事をいたします。写真の場合は、特に著作者名の表示といふものはほとんどの場合ありません。したがつて、新しいものでもそうですが、古いものについては、特に著作者の承認を得るといふことは非常に困難で、不可能に近い場合も間々あるわけでございます。

こういうふうな事例から、私は二つのこと、翻訳についてまず申し上げますと、翻訳権には現在十年留保の規定がございします。この十年留保の規定の効用を、私は再認識するわけでございます。著作権制度審議会の答申は、これは常識的なものでありまして妥當ではございしますから、私は基本的に賛成いたします。別に反対はいたしません。しかし、過去の翻訳権問題に關する経緯とそれから実益といふ点から考えますと、翻訳権の留保は継続すべきものではないかといふ考えを起すわけでございます。翻訳権については、明治三十二年のベルヌ条約の加入當時すでに議論がございまして、當時の鳩山和夫博士などは、反対の意見を述べておられます。しかし當時は、治外法権撤廃のための条件としてベルヌ条約に加入を約しておりましたので、不利益を甘受して加入したわけでございます。その後、あまり翻訳権について問題になつておりません。問題になつておりませんが、これは私の推測——單なる推測ではつきりした根拠はございせんが、推測によりまして、どうも翻訳権無視といふことがまかり通つておつたのではないかと、横行しておつて、だれもこれをとがめなかつたのではないかといふような気がいたします。ところが、昭和六年ごろにドイツ人のブラーゲという人が外国人の著作権の代理人として日本に出現しました。このブラーゲ旋風は、非常に文化界を荒まして、相當日本人にとっては過酷と考えられるような手段で追及したために、文化界が騒然として、中にはベルヌ条約脱退論を提唱されたような文化人もございします。水野錬太郎博士とか山田三良博士のような専門家は、古くから翻訳自由論を唱えておられました。水野博士は、一九〇八年のベルリン會議で、すでに翻訳自由論を唱えられました。それから山田博士は、一九三九年の学芸協力国内委員会國外委員会という國際會議の席上で翻訳自由論を提唱されました。山田博士自身の記載されたところによれば、各國代表の賛同を得たといふことでございます。これはほんとうかどうかは私は存じませんが、山田博士の論文にそのように記載されております。自分のことを申し上げて恐縮でございしますが、私も昭和十四年に「翻訳自由論」といふ貧しい論文を公にしたことがございします。しかし、ベルヌ条約脱退はまあちろん、翻訳自由論も、現在ではとうてい提唱することはできません。が、せめて翻訳権十年留保、現在まで適法に維持している翻訳権の十年留保だけは、今後可

能な限り維持していくべきではないか、自発的に放棄する必要はないのかというのを私は切に考えます。日本は翻訳文化国といわれておりましたし、その恩恵は非常に大きなものがございます。で、翻訳十年留保の必要は、現在でもなお継続し、将来もある期間継続するんじゃないかと考えられますので、その撤廃ということについては、慎重にお考えいただきたいというふうに考えます。大國としての体面ということももちろんございしますが、しかし、アメリカ合衆国はベルヌ条約に加入すること自体を拒否しております。自分の國に不利益であるということで加入していません。まあ不利益ということだけじゃなくてほかに理由があるかもしれないが、とにかく加入していません。それから日本の周辺にあるソ連、中国あるいは韓国といった國も、いずれも加入していません。日本が飛び離れたところまで加入しているわけでございます。それから日本と欧州語との間の語系の根本的相違、これは山田博士や水野博士が強調された点でございますが、語系が根本的に違っているというふうな点、いろいろな点を総合しますと、必ずしも大國としての体面にとらわれる必要はないんじゃないか、そのように考えます。

次に、写真の問題についても同様でございます。写真の保護期間を長期間延長することには、私は大きな疑問を抱きます。改正法案によりまして、発行後五十年ということになっておりますが、このように長期間延長していいものかどうかというのを、私は疑問に思っています。もちろん芸術写真のようなものについては、これは一般の著作物と同一視すべき根拠はあると思いますが、おそらく写真の大部分、九九%までは芸術写真ではない普通の記録写真、シャッターさえ押せば子供にでも写せるような普通の写真だと考えます。それから何よりも写真の場合、先ほどちょっと申し上げましたように、写真の複製物には無記名のものがほとんどあります。特に一々だれが著作者であるかということを書いたものは、きわめてま

れであると考えます。と、古いものでは著作権者をさがす、調査するということが非常に困難で、全く不可能であるという場合も多いことかと思えます。そういうものは、一々著作権者の許諾を受けなければ使用できないというのでは、文化の上からもちよつと考える点があるんじゃないかというふうには私は考えます。しかし、必ずしも発行後五十年に延長することに反対ではございません。もしそうするときには、たとえば二十五年とか三十年とか一定の年限を経過した後の保護期間については、何かの制約を設けて使用を容易にする、こういう方法を考える必要があるんじゃないかというふうには考えます。一部の写真家は、発行後五十年でもなお不満で、死後五十年に延長せよというのを要求しておられるようでございますが、死後五十年というのは、私の考えでは明らかに行き過ぎではないかと考えざるを得ないわけでございます。ただ、この場合でも、一定の制約を付して使用を容易にするということが考慮されれば、必ずしも反対はいたしません。大体私は、発行後五十年でも長過ぎるというふうに考えるものでございます。

最後に、まどめのことを一言申し上げて、私の意見を終わりたいと思います。

著作権法の全面改正ということは、古く昭和六年にすでに当時の著作権の主管庁であった内務省において考えられたことがございます。私は、昭和十年から十四年まで内務省におりました。その間にもそういうことを言い出した課長さんもございましたが、結局今日に持ち越されたわけでございます。制定後七十一一年目でございますが、ようやくその機会に際会した。これがもし実現されれば、著作権法史上の最大の業績というところになるわけでございます。この法案に對しまして先ほどから種々修正意見が申し述べられましたが、私も若干の点、たとえば音楽、映画、録音、美術といったような点について、意見がないでもございせん。法案に對して必ずしも全面的に満足しておるということもございせんが、まあいろいろ

の事情を考えますと、この法案は七年余の日子を費やして得られたものでもありませんし、これ以上のことを現在望むことは無理ではないかという気がいたします。私は一民間人でございまして、別に何とぞすみやかな御審議をというふうなことを申し上げる立場ではもちろんございせんが、内心ではそのような希望を抱いております。この法律が制定された明治三十二年は、一八九九年でございます。十九世紀、したがって、今日からいえば、この著作権法は前世紀の遺物ということにもなるかと思ひます。戦後、大部分の國が全面改正を施しております。日本はいわゆる大國として、前世紀の遺物をかかえているということが、大國としての面目上おもしろくない、好ましくないものであることは、先ほど申し上げました翻訳権十年留保の比ではないというふうに私は考えます。はなはださばかきな意見を申し上げましたが、私の陳述をこれで終わります。(拍手)

○高見小委員長 ありがとうございます。以上をもちまして参考人の御意見の開陳は終わりました。

○高見小委員長 質疑の通告がありますので、これを許します。

なお、小委員各位に申し上げます。石川参考人は、所用のため、正午ごろ退出せられることになっておりますので、石川参考人に對する御質疑がございましたら、これをお先にお願ひいたしたいと存じます。

それでは山中吾郎君。

○山中(吾)小委員 非常に参考になる、しかもあまり誇張しないぎりぎりのこの法案に對する御意見を聞かしていただきまして、私に非常に参考になり、ありがとうございます。

いま石川さん先にお帰りになるというのでお聞きしたいと思ひますが、お聞きする前に、最後に無傷で衆議院が通過することになっているらしいといううわさがあるということでありました。が、私たちはみずからの審議権を放棄するようにな

非常識なことはいたしておりませんので、みずから審議をして、これが不当である場合には、やはり最高機関としての國會の權威のもとに修正をし、あるいは必要なる附帯決議を置き、あるいは石川さん言われた内容についての責任者の法解釈について妥當な解釈を求めるとか、いろいろのことを考えていく、この点については審議權の本来の姿に返って審議をいたしておりますので、そのうわさはおそろくうわさにすぎないと思ひます。私、國會議員の一人として、責任をもつてお答えしたいと思ひます。小委員長も、その点については、國會議員である限りは異議はないはずであります。

そこでお聞きしたいと思ひますが、確かに最初石川先生おっしゃったとおり、この法案の本質は、あくまでも著作權者の保護法でなければならぬ。したがって、その立場に立つて、著作權者を保護するという立場を貫きながら、日本全体の文化の向上をはかるということではなければならぬと私も確信をいたしております。そこで一番最初に第一條についてお触れになったのであります。『これら文化的財産の公正な利用に留意しつつ、このあいまいな表現が、いままでもわれわれ審議においても論議がございました。私もこの問題については一体どういう意味なのかということについて文部大臣にも意見を聞き、そしてこの表現の中でいわゆる映画会社その他営利会社を保護するために著作權を制限するといふふうな意図を持つておるならば許すわけにいかないといふふうな意見も述べたのであります。現在においては、政府当局ではそういう意図は少しもありませんといふことの論議をいままでもしてきておたわけです。そこで、いま利用といふことはについて石川さん御意見がございましたが、なお御意見を聞きたいと思ひます。その立場を貫きながら、著作權者を保護するといふ立場を貫きながら、その著作物の買手である、しかも営利業者であるところの会社を保護するといふ意味ではなくて、一億國民が著作權者のいわゆる著作物をできるだけ多

く読みたい、あるいは享受したいという、いわゆる買手であるところの営利業者の利用でなく、広く国民全般が多く見たい、読みたい、享受したいという立場の利用、この点については、著作権者の立場からどういうふうにお考えになっておられるか。つまり、この利用ということばの中に、著作権者と国民の中間に利益、利潤を追求するだけを考えておられる買手である会社でなく、国民の立場においてできるだけ多く利用したいという、二つあると思うのです。そこをひとつ、著作権者の立場でどういうふうにお考えになっておられるかというのを念のためにお聞かせいただきたいと思ひます。

○石川 参考人 お答え申します。著作権者は大部分、自分の著作物が利用者に利用されることによって初めてその著作物が著作物として世間に流通し、そしてそれによって物質的な利益を得ておる、そういう協力関係があります。この協力関係は基本的なものであって、著作権者が幾ら何をくくても、それだけでは自分に物質的な利益は何もたらさない。したがって、この利用者とこの関係について、決して敵対関係ではなくて、協力関係である。協力関係でありながら利害の衝突というものはしばしば起ってくる。利用者の側が十分にそれを利用してくれることによって著作物は著作物としての価値も生ずるし、その公共的な意味も出てくる。この点については何にも異存はないのであります。異存はないのですが、利用者は多くの場合、たとえば放送局、出版業者、レコード業者、映画会社というふうな一つのかなり大きな資本企業であつて、それ自体が相当の力を持つておる。そしてその利用者は利用することによって自分の利益を得るのですから、幾らでもその利用の方法を考え、利用の手段を持つておる。著作権者の側は、それは何もないのです。ですから、保護という立場からいいますと、利用者を保護する、円滑な利用を考へるというようなことは、法律が考へなくても、業者自体が円滑な利用を幾らでも考へる。むしろそれよりは、業者が自分のほう

の円滑な利用を進めることによって作者の利益を圧迫することのほうがこわいのじゃないか。問題はむしろそこのほうであつて、著作権法としては利用者の円滑な利用ということに頭を持っていくよりは、著作権者のほうの、貧弱な一人きりでそういう仕事をやっておる、その人間を保護してやる。保護してやることによって、その人の著作活動はさらに伸展するだろうし、それがひいてはその一つの作品だけじゃなしに、その人の将来を通じてのいろいろな作品が世間の公益に当てはまっていくなじやないかというふうには私は考へます。お答えになっておつたでしょうか。

○山中(香) 小委員 私がお聞きしておるのは、あくまでも国民の立場で、多く利用する立場、それが著作権者を保護する立場と一致するものだから、その一つの確信を持つて、それを前提としながら、その中間に営利会社が入つて利潤を追求する立場で、できるだけ利用機会を多くするとか、いろいろの中間的な機能を果たしておる。ところが、その中間の機能に国民の立場も著作権者の立場も奪われていくという危険が、現在の自由経済の中には厳然としてあるのです。その点をどういうふうにするかということをお聞きしながら、先ほど寺島さん放送作家の立場から言われましたが、二十九条の「帰属」などは、これは確かにメーカーの利用のためのものでは、これは国民の立場からも、著作権者の立場からも、どうも理屈が立たないといふことも考へますし、同時に著作権者の立場についても、単なる財産権ではなくて、人格権という特質を持った延長線にある財産権であるから、私は著作権者という権者の本質を考へたときに、金は幾ら積んでも私の心の自分の著作物を公表することを拒否するといふ心理もあるだろうし、あるいは金さえあれば幾らでも普及してもいいという人もあるだろうし、あるいは自分は金を出しても普及したいという心理もあるのが、著作物に対する著作権者の心理構造ではないか。それ全体をそのままやうりその人の個性、その人の人生観、価値観に依つて保護していくの

が、著作権の特質ではないか。一方にそれは財産権であつても、そういう意味において石川先生が言われた拒否権というふうなもの、著作権者の最も大事な柱である。しかし、その拒否する場合に、金は幾ら積まれても私はいやだといふ場合の拒否もあるだろうし、あるいは私は金を、自分の私財を投じてこれを普及したいという意味で、別な意味の拒否といふ場合もあるのだ、そういうものを含んで、私は著作権者の拒否権というものは、著作権法における本質的な条件だと思つておるわけです。間違ひであればそこをお聞きしたいと思ひますが、そういうことも考へながら御意見を、いま言われたことについてなるほどそのとおりだと思ひながらお聞きしておつたのです。

○石川 参考人 お答え申します。御質問の趣旨が少しはつきりつかめなかつたようなところもありますが、拒否権については、おっしゃるとおり、私の考へておるのとおりだと思ひます。この拒否の場合にいろいろなケースがありまして、たとえば自分が思想的に変わつてきた、昔書いたものをも出版したくない、そういう場合があります。それがたとえば出版社としては、この本はいま出せば売れるから出したということがあるけれども、作者自身は思想的に変わつてきたので、昔書いたという趣旨のものは自分としては出したくない、そういう拒否が当然あると思ひます。これはあるいは世間の事情が変わつてきて、そういう本が売れる、そういうものを讀みたがる人があるといふことはあつても、しかしそれを出版することが、

あるいはある程度公益に値するものがあるかもしれないけれども、作者自身の良心として許さない、こういうふうな拒否もあると思ひます。そのときには、世間の公益と相反するようなこともあり得る。あり得るけれども、それはそこに自分自身の思想的根拠といふものが、人格的な意味からしても、これはどうしても自分は出したくない、絶版にするといふふうなことがあり得るし、この絶版といふことは、その作者に与えられた基本的な自由の一種だと私は思ふのです。自分の望まない本は出さない、いや出したくないものは絶対に出不ないといふことは、一つの基本的な自由だと思ひます。

それから、それが社会福祉との関連ですが、さっきの盲人とのか関係、盲人福祉の關係でもちよつと申しましたけれども、いままで盲人の点字について、点字訳をやつておられる盲人の点字図書館ですか、そういうふうなところから、われわれの個人でやつていらつしやるところから、われわれのところにときどき注文が参ります。これこれの作品を盲人のために点字訳したいがよろしいか、そういう場合には、私たち、私ばかりじゃなく、同業者ほとんど全部ですが、無条件でみんな承諾してまいりました。それはつまり私どもの経済的利益には何にもならない、何の關係もありませんけれども、それが社会福祉の一端にもなるかといふことで全部承諾してまいりました。そういうこともあつておると思ひます。単に自分の利益だけで動いてゐるわけではない、社会福祉といふこともわれわれの念頭にはあります。自分の書いたもの、自分のつくつたものを世間に公表するといふこと自体が、自分の考へてゐるところを人にも知つてもらひ、人にも享受してもらひたいといふ意欲ですから、決して経済的な利益ばかりを考へておるものではなくて、こつちも生活しなければならぬけれども、その以外のところでは、社会福祉、広い社会の中に自分のつくつたものについて共鳴者を求める、そういう思想は十分にあると思つております。

○山中(吾)小委員 私の質問の趣旨は、一番最初石川さんがお答えになったように、思想の変化もあつて出したくない、そういう性格を帯びた著作権であるから、拒否というものは最も大事にすべきであるという意味で、それを確認したいのでお聞きしたのです。

この法案の修正についての御意見、数力条お聞きしたのでありますが、これは一々もつともだと思ひます。いま盲人の場合についても、私は御意見に賛成なので、これは慈善事業ではなくて、もし盲人に対する政策が必要なら、国が社会保障政策で、そういう立場でそのものを買い取るという立場が筋だ、私もそう思つておるわけです。しかし、實際は、現実に著作権者の自主的な立場で、盲人についてはそういう著作権を、みずから権利を行使しないという現実があるのだから、法律で制限するというふうな規定は私も不要だと思ふので、いま石川さんが私に答へられているのは、私の質問について誤解をされて、盲人については反対だとお聞きになつて答へられたようであります。が、私はそうではないのです。

それから教科書の問題についても、これは文部省の人がおるのですが、著作者がいやだといふものを、無理無理教科書に載せる必要はないし、そういうことで、こゝういふ著作権を制限する必要はないのだ。著作者が賛成で、よろしい、喜んで載せてくれてけっこうだといふものだけで、教科書は幾らでもできる。そして著作権者が、死後五十年の期間だけ保護されておるのですから、あるいは百年、二百年の後の古典の中から民族の文化といふものを載せるという筋が、教科書にたくさんあるわけでありますから、わざわざ著作権者がいやといふものを——公共という概念はまたここで議論しなければなりません、私はそういうのは公共と思つていないので、著作者がいやだといふものを無理無理に載せなければならぬ教科書なんといふのはないほうがいいと思つておるので、その点について私は賛成です。いろいろと最小限の御意見をお聞きいたしましたので、そういうことを

さらに参考にいたしまして、私もいろいろと審議
いたしたいと思います。

石川さんのおっしゃったことについて、石川さんのおられるときに、法律の専門家である伊藤さんのほうからお聞きしておきたいと思うのですが、この石川さんの六十七条以下の裁定のところで、ことに六十八条、これも寺島さんの御意見と関連をする著作物の放送、これを法律的な問題なので、御意見をお聞きしておきたいと思いますが、協議がととのわないときに、文化庁長官が裁定をして、この裁定によっていわゆる著作権者の拒否権を奪うという結果になるような法律、この点は法律的に、また伊藤さんのいままでの法律あるいは弁護事業の経験の中から、先ほど訴訟問題について御意見がございましたけれども、この裁定というものは必要なのでしょう。どうかひとつそういう立場で御意見をお聞きしておきたいと思います。

○伊藤参考人 私に御質問がございましたので、お答え申し上げます。この放送の場合の裁定は、現行法では、第二十二条ノ五に規定されております。この第二十二条ノ五の規定は、ベルヌ条約の規定に基づいております。これは放送の公共性という見地から、放送に対して特別の扱いをしておるわけなのであります。一般著作物の場合には、第二十七條によつて著作権者の許諾を得ないで使用する手段が設けられておりますが、放送の場合には、第二十七條のほかに、特に第二十二條ノ五で規定されておるわけです。これは、放送の公共性という見地から設けられた特別の規定でございます。で、私、個人としては、この規定に反対はいたしません。これは、私がちよつと書いたものに、伝家の宝刀ということを書きましたのですが、終戦までは、放送は非常にむずかしかったです。著作物を放送に使うのは、日本放送協会の電波だけでございますまして、一週間前とか十日前に逓信省の電務局の承認を得なければ、ドラマでも何でも放送できなかったのです。この第二十二條ノ五を発動するにつきましては、当時は著作権審査会に諮問

して、その上で内務大臣が決定することになっておるわけで、その手続でとても一週間や十日ではできない。大体一月ぐらいはかかるということである。私がかつた伝家の宝刀ということでは表現したその上に、さびた伝家の宝刀ということを使つたこともございしますが、現在は放送の事情が一変しましたので、そんなに時間もかからぬと思いますが、これが発動された例は、終戦直前に若干ございましたか、現在はもう全然使われておらないように聞いております。よろしゅうございませうか……。

○山中(吾)小委員 伝家の宝刀というデリケートなお話を承ったのですが、それならば、著作権の保護は、本来の姿をなるべく守っていきたいような感じがするのです。石川先生がお帰りになるので、石川先生についての質問を終わります。大体御意見頭に入ったつもりですから、参考にして審議をさせていただきますと思います。

それで、寺島さんにお聞きしますが、あなたの立場において本質的に一番御意見のある二十九条について主として御意見を聞いたのでありますが、その二十九条の二項の放送事業者だけを特に書き上げたものを中心について御意見を承ったのですが、第一条を含んで二十九条全体について、もう一度明確に御意見を聞きたいと思えます。

○寺島参考人 お答えいたします。私ども脚本家は、実はこの二十九条の中で言われております映画の著作者には入っておりませんのです。原著作者として著作権は、あくまでも映画の場合に私どもが書きます脚本の、それが映画であれ、放送であれ、脚本の著作権が製作者にいくというのではないのでございますけれども、ここは送に対する考え方というのが少しおかしいのではないかとということで、先ほど二項の問題を申し上げたのですけれども、この二十九条全体に關しましては、たとえば監督さんやカメラマンの方や美

私も権利が映画製作者にいつてしまふということ
は、著作者の一人として過酷ではないかというふ
うに思つております。ただ、その場合に、たくさ
んの著作権者がおりました、その著作権者の一々
許諾をとらなければならぬというようなことに
なりますと、その映画そのものがたいへん流通し
にくくなつてしまふというようなこともあるで
しょうし、それは必ずしも実際にここで著作権を
製作者のほうに持つていかれてゐる監督さんたち
ほどには、これを全部なくしてしまつたほうがい
いというほど極端な意見は持つておりません。た
だ、何か契約がない場合とかいうような——これ
でも、もちろんそういう契約をする余地があるの
だと思ひますけれども、もう少しその辺を、製作
者に著作権がいつてしまふなという契約もでき
るのだというふうに、しろうとでもはつきり説み
取れますような条文になるほうが、私も望まし
いと思つております。ただ、先ほど私が申しまし
たのは、二項のほうに放送事業者だけが書かれて
おりますけれども、先ほど申しましたように、実
際に放送のための技術的手段として製作する映画
といふものは、放送事業者以外の者が製作して
いるものが多いへん多いという現状、しかも、そ
れは今後ますます多くなる、おそらく近い将来に
はNHK以外の民放局では局内での製作をほとん
どしなくなると言われているような現在、ここに
放送事業者というふうになつてしまふということ
とは、おかしいんではないか。放送事業者ではな
い、製作者が製作したものが一項に入つてしま
う。つまり同じ条件というか、先ほど申しました
ように、むしろ放送事業者がつくる場合よりは、
下請ですから、悪い条件でその放送用の映画をつ
くつてゐるプロダクションや映画の製作会社がつ
くつた場合には一項のほうに入つて、そしてそれ
が放送事業者の場合だけが二項になるというのが
、どうもおかしいんではないかということなの
が、どうもおかしいんではないかといふことなの
でございます。

○山中(吾)小委員 わかりました。寺島さんの意図は、非常に遠慮深くいろいろ御意見を述べられて

他の写真については反対の御意見をお聞きしたのです。芸術的な写真と限定してもいいのですけれども、写真とその他の著作物と保護期間を差別するという立場は、どうしても論理的に私たちの頭になすきり入らぬものですから、死後五十年なら五十年という原則を確立しながら、そのあと写真の特殊性に応じ、附則でするのかどうか、あるいは当分の間という表現で、公表後五十年とかあるいは死後二十五年とか、何か原則を確認しながら写真の特殊性といままでの経緯の中で何か考えるというふうなことでないと、どうも同じ著作物に対する差別というものを原則的に認めるよ

うな感じがして、すつきりしないのです。その点、もう一度御意見をお聞きしておいて——お聞きするだけで、また私は自主的に判断するのですが、お聞きして質問を終わりたいと思います。

○伊藤参考人 先ほど写真の著作権につきまして、改正法案の発行後五十年というの私は長過ぎる気がするというふうに申し上げました。もし、発行後五十年とするならば、何かの制約を付すべきであるという意見を申し上げました。この写真の著作権を一般の著作物よりも短くするということは、ベルヌ条約のつとっている、基本的にしている考え方だと私は考えます。ベルヌ条約で特別の扱いにしている。それに基づいて明治三十二年の日本の著作権立法の際に、立案者の水野鍊太郎氏がやはり写真の著作権を十年というふうにきめたわけでございまして、明治三十二年、現行著作権法制定後に、水野さんが著作されました「著作権法要義」という本がございまして、その本の中に、私のいう覚えでございまして、写真は機械と含密の作用によるものである。含密というのはケミストリーというものの日本語訳ですが、一般の著作物、絵画、小説を画家、小説家がみずから手で書くというのと違って、機械と化学作用によって著作するものである。したがって、これを短くするのは当然であるというふうなことが述べられております。つまり、機械と含密によるという点において、一般の著作物と違う点をやはり認めざるを得ないのじゃないかというふうに私は思います。ただ、芸術写真の場合には、これは簡単にそう言っているものかどうかわかりませんが、しかし、その場合でも機械と含密を使わざるを得ないということになるわけでございまして、やはり特別の扱いをして別に写真家の不名誉じゃないというように私は考えます。

○山中(吾)小委員 もう一度、これで終わるつもりでしたが、そういう論議だと、写真の実際の著作者の立場からいいますと、時代の変遷、それから写真の発達のために、一つのテーマをとらえるところから、どういふものをテーマとしてとらえる

るかということが、すでに芸術的感覚というものがそこに入り、人格が入り、それから写真という一つのマシンがその人格と映像物の間に介在するけれども、その中にますます最近写真の芸術性というものが明治時代よりは多くなってきたのだから、そういう主張をされておるので、その点伊藤さんのほうは全く無視したような御意見であるのだが、そういう意見が専門家の意見として非常に強く主張されておるわけです。いまの御意見そのままだと聞かしておけばいいのですが、専門家のほうでそういう非常に強い意見があるのだから、そういう意見をひとつ頭にに入れて、いまお考えになった御意見をさらに、そういう専門家の意見というものがあがるが、なお伊藤さんの御意見はその点についてどういふお考えなのかお聞きして、今度はもうこれで終わりますから、ちょっとお聞きしておきます。

○伊藤参考人 私といえども決して芸術写真の製作者、著作者の精神的労苦、労作というものを別に否定するわけではございません。一部の芸術写真家の作品には、なまじつ小説、絵画よりもずっと価値の高いものもあるわけでございまして、ただ一般的には、写真というものはやはり何と云っても、芸術写真でもそうでございまして、機械の作用を受ける。いろいろ苦心もございまして、機械の作用を受ける。いろいろ苦心もございまして、後五十年といったような長期間の保護を与える必要は、毛頭ないとは私は考えます。別に芸術写真の価値を否定するわけではございません。その点は誤解のないようにお願いいたします。芸術写真を一般写真と区別するわけにもいきませんので、結局まとめて規定しなければならぬということになると思いますが、ある種の制約、何かの制約というものを設ければ、これは死後五十年でも別にしまわぬという気持はいたします。たとえば複製物を一々全部著作権表示をする。著作権表示のないものは発効後二十五年ぐらいいしておく。あるいは登録制度を設けることが可能かどうか存じませんが、もし可能ならば登録制度も設ける。

一体写真で死後何十年と必要なのは、芸術写真でございまして、記録写真でございまして、私が相談を受けたのも全部記録写真でございまして、芸術写真を死後三十年、五十年保護する必要があるかどうかということもきかれて疑問だと思っておりますけれども、そう言うところ芸術写真家の反響を食いますから、そこまでは申し上げません。

○高見小委員 それでは川村様を。

○川村小委員 それではちょっと一言、二言お聞きしておきます。きょうの参考人の皆さん方からいろいろな御意見はこれまで参考人の皆さん方からお聞きした問題と相当重なっておりますから、それをきょうあれやこれや繰り返してお尋ねしようとは思いませんが、角度を変えてひとつお聞きしておきたいと思っております。

寺島参考人の御意見をお聞きしたいと思っておりますが、その前に私、文化庁のほうにちょっと聞きますから、それをよくお聞きいただきまして、それから御意見をひとつ出していただきたい。

文化庁次長にお聞きします。いま万国博が開かれております。私、開会式にちよつと行つただけで内容がよく知らないのですけれども、電力館であるとか鉄鋼館であるとか、松下館であるとか、いろいろ創意くふうをこらした珍しい建築物がある。それらの松下館なら松下館で、出展者が松下グループ、テーマが伝統と開発、プロデューサー松下電器株式会社、建築設計吉田五十八と、すべてこれが実は明らかにされている。これは鉄鋼館でも電力館でも、すべてあの建物にそれがあつたわけです。ただその場合、プロデューサーの場合に、個人名でこれが明らかになっておるときと、いま株式会社というふうなところの著作権と、それが明示してある場合があるわけです。そこで、それらの建築物に対するところの著作権というのですか、これがどうなるのか。新法にあわせてひとつ御説明いただきたいというのが一つ。いま一つは、これらが盛んに民放であるとかあるいはNHKであるとかいうもので放送をされて

おる。一体この放送されるような場合に、日本万国博協会と、それらの展示しておる人たちと、放送者の間にどういふ契約あるいは取りきめ等々でなされておるのか。それは新法でいうならば何条のどれに該当するのか、それを初めにちょっと御説明いただきたい。

○安達政府委員 まず、建築の著作物でございまして、これは第十条の第五号で、「この法律にいう著作物」の中に「建築の著作物」が入つておるわけでございます。そして、それが著作物であるかは、この第二条の二で、「著作物を創作する者」といふことになっておるわけでございまして、建築の場合は、もちろんその建物を建てた者ではなくて、建築という一つの著作物といふか、そのイメージをつくることその建築家が、その「著作物を創作する者」といふことでございます。プロデューサーとかいふものがどのような考え方で表示されているかどうかは十分承知いたしませんけれども、原則といたしましては、その建築物の設計をした、その設計者がこの著作物になるということでございます。

そして建築の著作物は美術の著作物でございまして、それにつきましては、一般的にはいわゆる放送権というものがあつたわけでございまして、これが第二十三条に放送権がございまして、原則といたしましてはその著作者の許諾を得なければならぬわけでございまして、この法案の第四十六条で、「公開の美術の著作物の利用」というところがございまして、「屋外の場所に恒常的に設置されているもの又は建築の著作物は、次に掲げる場合を除き、いずれの方法によるかを問はず、利用することができ。」というのでございまして、その場合には、たとえば「建築の著作物を建築により複製する場合」、その同じような建物を建てるとか、あるいは四号にございまして「著作物の複製物の販売を目的として複製する」というような、絵はがきにするとかあるいは灰さらにするとかいふような場合には、それぞれの許可を得なければならぬということでございますが、そ

れ以外の場合においては自由であるということ
で、放送は自由にできる、こういうことになつて
おります。

○川村小委員 いま申し上げましたように、松下
館の場合には、設計者は吉田五十八とか明示して
ある。そうすると、この松下館のいわゆる著作
者は吉田さんとする。今度は、化学工業館にな
ると、建築設計は清水建設と書いてある。あの会社
のだから、主任とか何とか責任者があるはず、
この区別はどうなりますかね。

○安達政府委員 先ほど申し上げましたように、
実際に設計する人が著作者になるわけでごさ
います。この法案の十五条に、「法人等の著作名義
の著作物の著作権」というのがございまして、こ
ういふ場合は、そこにございまして、法人そ
の他の使用者、おそくだれか人がやっているわ
けでございまして、その場合に、その法人の発意
に基づいて、その法人等の業務に従事する者、そ
の会社の社員として設計する人が職務上作成する
著作物で、その法人等が自己の著作の名義の下
に、その何々会社の設計になるというふうなふう
に公表する場合には、そこにございまして、その
その本人との間で別段の定めがない限りはその法
人等とするということでございます。したが
って、その場合は法人著作という概念に入つて
くるだろう、こういうふうに考えるわけでごさ
います。吉田五十八さんの場合は、個人としてそ
の著作物であるということになるかと思つて
ございまして。

○川村小委員 長官にちよつとお尋ねしたいので
すけれども、先ほど次長のお話で、放送するよう
な場合には、これは四十六条でしたか、自由にで
きる。そうすると、一体、日本万国博覧会として
は、そういうものと、いわゆるそれを展示してい
るような人たちの間に、いろいろこれを給はがき
にしたりなにかする、これを放送したり利用す
る、この間に協会はそこを何かの取りきめをして
おるのでございましょうか。長官あそこを顧問を
していらつしやうか。ちよつと御意見を

を聞いておきたいと思う。

もう一つ、私のことが少し足らぬようですけ
れども、お祭り広場とか何とかいうところで、
次から次にいろいろ催しものが行なわれており
ます。長官はあつた万国博覧会の催しものの顧問
でございまして、御存じでございますか。そこで
お尋ねするわけですが、盛んに催しものをや
っている、踊りとか、音楽とか、そういうものを
をやる場合、放送する、給はがきにする等々の
は、あなたのほうの協会で何か権利なら権利を譲
り受けて、給はがきにしてよろしいとやっている
のですか、あるいは出演する者が一々それを許さ
なければできない仕組みになっているのでし
ょうか。

○今政府委員 非常にこまかいことは存じませ
んが、放送の場合は、博覧会協会が放送局と契約し
ております。それからお祭り広場の場合は、やは
り同断でございます。これは出演者に権利がない
のでございまして、いろいろなのがござい
ますが、たとえば宝塚の歌劇の連中がすべて踊つても、
その放送とかそういうものは、全部万国博覧会協
会のほうに権利があるのだ。そういうふうな約束
のもとに参加している。またほかの場合はござ
いますけれども、私のタツチした限りでは、お祭り
広場、放送の場合は、そのようござ
います。

○川村小委員 これは長官からでもいいのです
が、じゃ協会とそういう催しものをやる場合に
出てくる出演者との間には、ちゃんと契約が結
んであるのだからどうなんだろう。いや、こ
れはわれわれはせつかくのおぼしめしですから、
ひとつ出ていって出演をしましょうという、いわ
ゆるそういう契約なしに自分から出ていって出演
をして、昔のことばでいうならば奉仕してあると
いう形になっておるんでしやうか。そこをこ
ろをちよつと明確に——これは次長でもいいで
ね。長官のほうがあるいはお詳しいかもし
んから、そこをこころはつきりしていただきた
いと思つた。これは著作権法という法案を審議

しておりますから、一つの具体例としてお聞きし
ておられます。

○安達政府委員 いろんな形態があつたかと思
います。ある場合はプロデューサーと万博協会の
間で契約があり、そしてそのプロデューサーがそ
れぞれの俳優、出演者、歌手等との間で契約を結
んでおる、こういうこともございまして、あ
るいは放送局がみずからその場所を借りて放送
のためのものを同時にそこでやるというふうな場合
もございまして、その場合は放送局とそれから万
博協会との間に契約があり、それから放送事業者
とそれぞれの出演者との間の契約があるというよ
うなことであらうと思つた。普通の場合は、そ
れぞれ文書による契約があつたかと思つた。も
し文書による契約がなくても、あるいは口頭によ
るものでも、これは一種の契約でござい
ます。そこには当然その許諾を得て、そこにある程
度の報酬が支払われておると思つたのでござ
います。

それからなお、音楽の関係では、音楽著作権協
会との間で、もとの作詞、作曲を利用するわけ
でございまして、その点についての契約なり、そ
れからそれについての著作権使用料の授受が行な
われる、こういうことになるだろうと思つた。
この法律では、それらのいわゆる実演家という
ものが許諾なしには放送できないというふうな権利
をはつきりしておるというところが、この法案で
のねらいでございまして。

それからなお、私、先ほど申しました「公開の
美術の著作物等の利用」のところ、美術の著作
物と建築の著作物につきまして、給はがきとかそ
の他の複製物の販売を目的として複製する場合の
ことを申しましたが、この四号でいっているのは
「もっぱら美術の著作物」というふうになっており
ますので、建築は原則としてそういうものから除
かれますけれども、非常に美術的色彩の強いもの
等はあるいは四号等による場合もあり得るかと思
いますので、その点、訂正させていただきたいと
思つた。

○川村小委員 もう時間がたくさん過ぎておりま
すから、しちめんどやうなやりとりはいしたしま
せん。そこで、これは寺島参考人にお聞きする
わけけれども、あなたのお仕事と、いま私が文化庁
のほうに聞いたのは直接には結びつかない問題の
ようです。しかし、先ほどから二十九条等の問題
を提起しておられたが、あなたの眼から見て、
この放送という仕事と、いわゆるいま具体的
に二、三出ておりますこの著作者との関係、何か
御意見がありましたら、ひとつ聞かしておいて
くれますか。

○寺島参考人 私どもの放送作家組合の組合員
の中でも、万国博覧会のいろいろなステージで公演され
ておりますショーなどの構成脚本を書いておる者
もおります。その場合に、もしそのショーが放送
されるとうなるかというところは、私どもの組合
でNHKさんとも民放連さんとも団体契約を結ん
でおりました。その中にステージで上演されるも
のを放送した場合の契約についてござい
ます。それから、当然私どもはその団体契約の中で解決す
るものと考へております。ただ、その二十九条に
あります問題は、私ども脚本家の立場ではなく
て、その監督さんとかカメラマン等の問題だと思
うのですけれども、この場合には、おそく放送
局で雇つていらつしやる演出家とかカメラマンの
方は、私もよくは存じませんが、おそく
局の中のいわゆる雇員者と被雇員者との間の雇用
契約というふうなものでいろいろ取りきめがある
のだと思つた。まずその放送に關しまして
はあまり問題がないのではないかと思つた。た
だ、まあそういうものがございまして、おそ
くできるのではないかと思つた。そして、そ
れをいわゆる文化映画みたいな形で後々いろいろ
ところで上映される場合に、その辺の権利関係が
どういふふうになっておるかと、おそくその映画
を撮影した監督さんやカメラマンの人たちの権利
というの、おそく最初にそれをとる、その映

画を製作する場合のいわゆる監督料とか撮影カメラマンの人に払われている料金だけではないか。その後、それがたとえ方々で上映されたりあるいは放送に出た場合、まあ放送に出た場合に監督さんの場合には幾らかの考慮が払われるかもしれないけれども、カメラマンなどという人たちの場合にはもう全く何の考慮も払われてないのではなにかと思っております。

○川村小委員 ありがとうございます。最後に、これは著作権に直接関係ないようだけれども、やはり日本の文化を高めていく、いや特に外国との関係でぜひ文化庁の努力をお願いするという意味でお聞きするのです。

というのは、きょうは通産省がここへ来ておりませんからいろいろこまごました内容はわかりませんが、通産省の外郭団体に社団法人の日本映画輸出振興協会というのがあるそうですね。これは日本から映画を輸出する場合に、たくさん資金援助をやっておる、貸し付けておる。私が雑誌でちょっと見たところによると、ここ四年間ばかりで六十三億円も貸しておる。しかもその雑誌が報じておる映画の内容を見てみると、私たちが知っているような題目は、何十本という中に、私なんか見ないからといえどもそれまでだけれども、ほとんどない。そして何か知らぬ二流、三流みたいな映画があつて、りっぱな独立プロなどでつくられた有名な映画、世界のひのき舞台に持つていかれたような映画、すぐれた日本の映画といふものがほとんどないと言つてもいい。全然ないとは言いませんけれども、そういうものが六十三億円の金を貸し付けられて、おそらくこれはアメリカなんかに行つたんじゃないでしょうか、どこか東南アジアか韓国か台湾か知らぬけれども、そういうところに行つておるのでしょうか、こういう金を貸し付けてこういう内容の映画をやつておるのを、一体文化庁としては何らかのことは干渉できないのか、指導できないのかということなんです。実際何か恥ずかしいような気がします。

しかも六十三億という金は、ほとんど三社です。

ね、借りておるのが、松竹、日活にも一つは大映。東宝も一つ何かありますね。これは借りていない。この三社が全部借りてやつておる。しかも先ほど申し上げましたように、非常に優秀な芸術映画をつくつて、国内でも評判の高い、そういう独立プロあたりは、全部こういう協会からシャットアウトして貸してない。一体こういう映画の営業状態がいいのかどうなのか。これは掘り詰めていけば、この前いろいろお話が出たところの監督の問題ともやはり関係してくる問題がないではあません。こういう営業政策を一体文化庁は、日本の文化の水準を高めるとかあるいは外国に日本文化のつばな文化を伝達するとか、そういう使命にかんがみてみていいのかどうなのか。私は非常に疑問に思ふのと同時に、何かしら日本人としてちょっと恥ずかしいような気がするのですが、これに対する文化庁の考え方を長官からひとつお聞かせしていただきたい。

○今政府委員 通産省があのよう制度を設けたのは、外貨獲得、こういう意義でございまして、当時は何とかして外貨を獲得したいというので、映画もまた外貨獲得の一つの道具というわけであつた。そういう制度を設けたのだと思ひます。現在は、それほど外貨を無理して獲得しなくても、あるし、また実際に映画がそのような役割を十分果たしたかどうかというの、いまの仰せのごとく、ばく大な費用を貸し付けて、それが回収されておらないし、またそれを利用しておる会社が五社に限られておるというところは、私はまことに遺憾であります。これはもう少しこまかい部分も研究いたしまして、私はできるだけ早い機会に通産大臣と話し合いをいたしたいということ、役所の中で最近数回次長その他と打ち合わせておるわけでありまして、まだその成案は十分得ておりませんが、これは私はどうもどうかと思つております。全く御意見と同じであります。

○川村小委員 ありがとうございます。外貨獲得という名目でつくり出したものだけれども、実はそうでなくて、まさに危機に瀕しておる五社の中の特に三社がやつておるというのですが、そういうものの倒れないようにただ突つかい棒にするという結果を生み出したにすぎない。しかも振興協会のうたい文句によると、国際的市場を有し、かつ、すぐれた日本映画のための援助なんということばがうたわれておるようだけれども、それでは全く目的とはずれておりますから、いま長官がお答えいただきましたように、文化庁もひとつ責任をもつて通産大臣とよく御相談いただきまして、いま長官のおことばどおり、日本の体面をあまり汚さぬようにやらしていただきたい。それがまた日本の映画振興の一番大きな力になるのではないかと思ひますから、いま私からもぜひお願いを申し上げておきたいと思ひます。ありがとうございます。

○高見小委員 小林信一君。御苦労を願ひ、きょう最後にお願ひをいたしました。三人に対しては、実はいままでの段階では、それぞれの該當する方たちの代表としてお願いをしたわけですが、本日はその仕上げというのか、ある意味では公聴会的な目的をもつてお三人にお願いをしたわけですが。したがつて、きょうはそういう意味で、皆さんにもそれぞれの個々の立場でなく、法律全体に対して總括をしたような御意見も承る、こういう意味で、皆さんに御迷惑をかけたと思ひし、私どものほうでもそういう十分な時間がとれず、まことに申しわけない、委員長もたいへんお忙しいと思いますが、そういうきょうは私も大きな希望を持っていたわけですが、こんなに時間が延びてしまったので、これ以上時間をとることを申しわけないと思ひますので、ひとつ本質的なものをお聞きて、先ほど石川参考人がおっしゃつたように、もう無傷で黙つて通すのかという御批判があるのですが、決してそうでない。これからほんとうにもっと深く掘り下げ、われわれ自体として研究をするという、その

資料にしていきたいと思ふのですが、幸い二人が違つたような立場でおいでになりますので、その本質的なものをお聞かせ願ひたいと思ひます。私の質問をするのは浅いのですが、皆さんのほうで御察察つて深く御意見を述べていただきたいと思ふのです。

私は、きょう以前の三回の参考人の方たちに大體通して申し上げたことは、これは一つの財産権であつて、石川さんがおっしゃつたように、著作権者というのはいわゆる力が強い。これはやはりだれか使用するものがあつて初めてそれが成り立つような形になつておる。したがつて、法律の強い擁護がなければほんとうに財産権といふのは守れないのだという点から石川さんがいろいろの点を取り上げてお話しになつたのですが、大體五十年とか三十年とかという保護期間が考えられておるが、私は、こういうものは、そんなに期間といふものは差別をしたりあるいは区切るというのはいふまでもないじゃないか。五十年といふものは一体どういふ点で考慮されたか、こういう点ももっと深く掘り下げていこうと思ふのです。まず第一番に、それを使用する人が、その著作物に対して価値があれば幾らでもそれを重視するわけ、価値のないものは幾らでもそういう保護期間が設けられておりましたが、これは全然無視されるわけなんです。写真の問題が先ほど伊藤さんから話がありまして、だいたい問題があつたのですが、二十年にしようが五十年にしようが、価値のないものには一年も二年もこれは用ないわけなんです。価値があれば、やはり五十年認めても私はいいと思ふのです。そういう原則的な考え方を、本質的な考え方をすることはいいじゃないのか。憲法第二十九条に、「財産権は、これを侵してはならない。」という規定をして、しかし「その財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」とか、あるいは「私有財産は、正當な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」やはり個人の財産であつても、これをいかに公共のために用ひるかという

点を考慮しての五十年とか三十年であるのか、何か事務的に——さき伊藤参考人のお話を聞いたら、写真には著作者の名前というものが出てない場合が多いんだというような、取り扱いの問題からして年限が短いほうがいいじゃないかというような印象もちょっと受けたのです。そういう公共の利用のためという問題か、あるいは事務的な問題か、それからまた法律的な——伊藤さんは専門家でございまして、いわゆる財産権というような法律的な根拠に立って保護期間というものをなさまに考えなければならぬのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。私はまことに露骨でございまして、こう申し上げたことがあるんです。大体使用者なんというものは、もうけるためにやるんじゃないか。もうけるためならば、そんな期限をどうこうするんじゃないか。それは言わずに、いいものは、無制限というのではないでしようが、無制限にひとしきりの期間を設けていいんじゃないかということまで申し上げたのです。そしたら、もうけ本位でもって——いわゆる出版をされる方が、私たちはもうけるためだけに仕事をしているということを言われたのは抵抗を感ずると言われましたが、私は、著作権という問題については、もうけるために著作家は残念ながら利用されているんだというようなことまで申し上げたことがあるんですが、そこら辺の専門家としての見解を伊藤さんからお述べ願って、それから実際にその著作権をお持ちになっておる寺島さんのほうから御意見を一言ずつ承って、私は終わりにしたいと思うのです。

○伊藤参考人 どういう点から申し上げようかと思つて、ちょっと考えておるわけでございまして。まず、保護期間につきまして、ちょっと迂遠なことを申し上げることにしたいと思います。著作権はもとより出版に対する特許から発生しております。出版に対して国王なり官憲なりが特許して、ある種の特権を与えるという点から発生しております。その当時保護期間、免許を与える期間の設けがあったわけではございまして、それがだんだん

んと著作者の思想が進化して、直接に著作者の保護というほうに移つたわけではございまして、前の関係上、著作権には保護期間を設けるといふのが、外国の例になつております。もつとも、ある国では、著作権というものを所有権と同じに考へるといふ国がございまして、こういう国では一時無期限に保護しておつたということもございまして、現在は無期限の国はないようではございまして、著作物は著作物の産物である。したがつて、これを保護するといふのは当然でございまして、著作者がその著作物を生むということについては、先人の恩恵を受けるわけではございまして、先人が残したものを基礎にして自分の知識を養ひ、自分の著作物をつくるということになるわけではございまして、これはその点においてやはり保護期間の制限を設けてもいいんじゃないかというところ。それから著作物には公益性といふものが非常に強い。著作権に対しては、この利用を容易にすることが公益性に合致するわけではございまして、そこで先ほどおつしやいました憲法二十九条に財産権の保障の規定がございまして、著作権に關する各種の制限、たとえば三十条一項八号がミュージックサブライエ事件では対象になつておりますが、この三十条一項八号の規定を含む三十条の各号の規定は、公共の福祉に從つて財産権の内容を定めたものであるから、公共の福祉には反しない、したがつて、憲法には違反しないというものが、最高裁の判例の趣旨になつております。つまり著作権に對する各種の制限、これは財産権の内容を公共の福祉に從つて定めたものである、著作権といふ完全な權利に對して外部から制限を設けたものではな

い、著作権といふものはそういう制限を含んで成立している權利である、そういう考え方でございまして、憲法に違反しないというような判決になつております。そういうような点から、著作物を広く利用せしめるということも、公共の福祉に合致するわけではございまして、著作者の權利を害しない範囲においては、なるべく著作物の利用を容易ならしめるという手段をとることが必要だ

と思ひます。

先ほど石川参考人から、改正法案の各種の制限につきましてもいろいろ御意見がございましたが、中には私も賛成するものもございまして、基本的にはそういう制限を設ける必要があるのだという態度をとるべきではないかと私は考へる次第でございまして。

そのほかにもいろいろ点でございましたが、

○小林(信)小委員 その本質的なものでけつこうでございまして。

○寺島参考人 私ども著作者は、著作権法というものが何よりも私ども著作者を保護してくれていふ法律だといふふうに思つております。ですから、先ほど石川先生がおつしやつたように、著作権を制限するいろいろな規定といふものは、実は一々神聖に突き刺さるというやうな印象を持っております。ただ、確かにその公益性というやうなことは考へなければいけないと思つておりますが、先ほど石川先生が何度もおつしやつたやうに、著作者はたつた一人で作品をつくつてゐるのだ、その弱い立場を考へていただきたい。先ほど伊藤先生は、このごろは団体ができてなかなか強いことを主張しているといふふうにおつしやいましたけれども、実際には、たとえばある一つの著作權上の事件が起こつていろいろ主張をしますとしても、そのこと自体は解決して、たとえば経済的に補償されるとかいろいろなことがあつたとしても、あいつはうらさやつたからもうこれからは使わないというやうな、そのあとの仕事に響いてくるというやうな現象もたいへんございまして、著作者が何か著作權上の問題を公に訴えます場合には、これから先はもう自分は仕事にどこからもこなくなると、うらさやつたに仕舞れるというやうなことも、相当覚悟して問題を提起しなければならぬやうな状態ではございまして、そういうたいへん弱い立場、固體がございまして、その部分はどうしてもカバーできない。たとえば、実際にはそのことでならまれて使われな

くなつても、そんな証拠はどこにもございせんので、あの作家はちつとも使われなくなつたではないかと使用者側に言つても、いやいやそりではありません、まだまだこれから使ふ気がありますとおつしやつたり、それからどうもいまの状態にちよつと合わないから休んでいただいているのだとおつしやつたり、言いわけはいろいろ幾らでもございまして、それはそういう著作權のことをうるさく言ひから使わないのだというやうな証拠はどこにもありませんので、そういう意味で、何といたしまして使用者側に對しては著作權者といふのはたいへん弱い立場でございまして、それは公益性といふことはどの著作權者もたいへんよくわかつてゐるし、それからまたそういう確かに一般大衆の方たちに著作物が広く広がつていくためには、そういう使用者といふやうなものがない限り力になつてくたさつてゐる、そういう人たちがいるからこそ広く頒布していくのだということもよくわかつておりますけれども、そういう使用者と權利者との間のたいへんアンバランスな力關係といふことをぜひ考へていただきたい、これは著作権法で權利者の保護をたいへん厚くしてくださったのも、そういう弱い立場なものですから、そのことではたいへん公益を害するといふやうなことはまずまずないと思つておりますので、ぜひその点をお考へいただきたいと存じます。

○小林(信)小委員 伊藤先生のおつしやつたその本質的なお考へといふものは、私は正しいと思ひます。だんだん私もそういう考へになつてきたのですが、結局憲法論からいたしまして、公益性といふ問題からして著作權者の權利を制限することは正しい。しかし、それは必ずしもその著作權者の權利を侵害するといふことではないといふおこぼれがあつたのです、その著作權者の權利を侵害しない、そのところが非常にむずかしいところだと思ひます。どの程度まで侵害しない程度か、私はできるだけ公益性といふものを多く取り上げれば、それだけその国の文化には大きく貢献することになるだらうと思ひますが、しか

し、そこにその国の国情とか、あるいは文化水準とかいうような特殊事情というものがあろうかと思うのです。先生のおっしゃったのは一般論なんですね。

それから、私たちはこの法案というものを審議する、最終決定する場合には、やはり日本の特殊事情というものを考えなければならぬ。寺島さんがいまおっしゃったそのことの中には、多分に日本の国情というものが強く述べられたような気がするわけですね。そこにこの法案の、一般的な考え方でない、日本のいま置かれておる特殊な問題を考へていかなければ、この法案の目的は達しない点があるのではないかと思うのです。

私どもは映画界の事情なんかを、きわめて表面的であります。法案審議のために探ってみましたところ、古い慣習の中に置かれておいて、著作権というふうなものがこのままの法律ではほんとうに認められないようなところが、シナリオライターなんかはとにかくとして、その下のほうにたくさん働いている人々には問題になるほどたくさんあるような様子をおぼえておるわけなんです。

そこで、あまり使用者に強い権利を与えれば、日本の使用者というものは文化水準が低いのか、文化に対する理解が乏しいのか、あまり利欲一点ばりで行くのか、独善的になって、ほんとうにその著作権者の当然与えられる権利というふうなものが、非常に弱まっていくような気がするのです。そういう点では、この法律は多分に、石川先生が指摘したところなんかをそこだと思ふのです。このままではそういう点が少し心配になるような気がするのですが、そういう特殊事情という日本の国情という問題から考へて、われわれがどういう点に注意をしなければならぬか、重ねて伊藤先生のお考えを願いたいと思うのです。

○伊藤参考人 お答えいたします。著作権者の権利を守ると同時に、この法案の第一条に書かれていますように、この著作物の公正な利用をなるべく容易にする、そうして文化の発展を期待するといふようなことは、その国情、それからその国

の時代的環境と申しますか、いろいろな環境に左右されます。これはただいまおっしゃったとおりでございます。日本の場合、現在は著作家の力がだんだんと強くなりつつある過程にあるのじやないかと思ひます。従来は、著作家というものは著作権というものをあまり考えなかったのですが、戦後よく考へるようになりまして、いろいろの著作家団体ができました。そして先ほど申し上げましたように、著作家団体の力をかりて使用者側に交渉するといふ傾向ができてまいりました。いま寺島参考人がおっしゃいましたが、それでもなお干渉するといふふうなこともあり得るかもしれませんが、少なくとも形の上では著作家の力を結集した著作家団体というもので使用者に当たる、交渉するといふふうになってきてまして、いまのところ、私の貧しい体験でございまして、別に著作家の方が特に力が弱いといふふうなことは、だんだんなくなつてきておると思ひます。過去においては、私も著作家団体とかあるいは一方使用者団体に、顧問とか嘱託で関係したこともございまして、若干その間の事情は知つてゐるつもりでござい

ます。現在は両方とも関係ございせんから、いまフリーな立場で申し上げてゐるのでござい

ますが、過去におきましては、若干使用者団体のほうが強かつたでしょうか、昭和三十年代ですね。しかし、現在では、必ずしもそうとはいへないやうに進んできておると思ひます。フランスのやうな国は、著作家の権利保護が非常に強いわけ、一方全体主義の国、ソ連とか、またそういうやうな共産主義系の国は、著作家の権利を相当制限しております。また保護期間も、ソ連は十五年でございまして、非常に短いといふことになっております。だんだんと時代が変わつてまいりますにつれて著作権の保護の内容といふものも変わつてくるわけでございます。いまこの時点で言ひましても、今後五年、十年たつといふいろいろの新しい、たとえばビデオカセットとかいろいろなものが出てまいりますので、どうなるかわかりませんが、現在のところ、大体均衡状態を保つて

いるといつていいのじやないか、こう言ひますと寺島さんの御不満を買ふかもしれせんが、いふに私は考へております。したがつて、この法案にありますが程度の制限といったものは、これは先ほど申し上げましたやうな点から考へまして、認めるべきじやないかと私自身は考へる次第でございます。

○小林(信)小委員 いま著作権者のほうが強くなつたとおっしゃるんですが……

○伊藤参考人 やはりだんだん強くなつてきた、昔に比べますと、といふことでございまして、著作家団体のほうが使用者団体よりも強いといふわけではございせん。

○小林(信)小委員 その強くなつてきたといふことが、いわゆる使用者側がいままで独善をきわめておつたのが、第三者である利用者、一般受益者ですね、そういうふうなものの文化的な水準が高くなつてきたこと、それを高めたのはやはり著作権者が大体高めてゐるわけなんです、そういう両方からはさみ打ちをされて、使用者といふやうなものもだんだんと自衛をしてきた形じやないかと思ふのです。しかし、必ずしもその人たちが弱くなつてきたといふ形ではない。最近の経済事情といふふうなものを考へていけば、資本の力といふのはますます独占的な形になつていくわけなんです。だから、決して弱くなつたのでなくて、あまりいまままでひど過ぎたのがひどくないやうになつてきただけのことであつて、これからいろいろ機械文明といふやうなものがより以上発達をしますといふと、使用者側といふのはまた別の意味でますます強くなつていくやうな形になると思ふのです。そういう点で、必ずしも著作権者が強くなつたといふことではない、こう思ふのです。この点について御意見はもういただかなくてよろしいわけですが、いまのやうな点でもう一べんひとつ寺島さんからあなたの考へ方をお話ししていただきたいと思ふのです。いまの伊藤さんのお考へといふものは、両者の勢力が均衡しておるといふことでなくて、これはやはりだんだん民

度、一般文化といふものが高まつてきて、そういう中で著作権者といふものも受益者のほうから高く評価されるやうになつてくる、そういう中でやはり批判を受けてゐるだけであつて、その均衡さといふものは、お互いの自覚の中で均衡が出てきてゐるのではないかと。したがつて、そういう点から、これから独占資本強化といふやうな点、情報化社会といふやうなものを考へてまいりますと、なお安心できないものがあるのじやないかと私は思ふのですが、御意見はいかがですか。

○寺島参考人 いま小林先生がおっしゃつたところなんです。私どもはどうかと均衡は決してとれていないと思つております。たとえば先ほどのテレビ映画の問題で、具体的な例をあげましたほうがいいと思ひますので、テレビ映画のことで申し上げますと、先ほど小林先生は、テレビ映画の脚本の面ではまあ著作権は守られてきてゐるとおっしゃいましたけれども、実はテレビ映画の脚本がどういふやうになつておるかと思ひますと、現行法でも、もちろんこの新法でもそうですけれども、脚本の著作権といふのは、はつきり著作権法上認められてゐるわけなんです。けれども、その映画会社とかプロダクションは、テレビ映画の脚本を買ひ取り契約して、要するに何回でも放送できる。たとえば、ひどい契約になりますと、外国に持つていつて放送すること

もできるというやうな契約を結んでおります。その料金がどうなつておりますかといひますと、私どもは放送局と結んでおります契約で、六カ月間の日本の全国で一回だけ放送できる。六カ月間のネットズレを認めて、日本全国で一回だけ放送できる、日本全国の人はい一回だけ見ることができるといふ契約でいただいております。料金とほぼ同じやうな、やや二、三割程度上乗せしてゐる場合もございましてけれども、料金で全部買ひ取りにしてゐる。つまり未来永劫日本であらうと外国であらうと放送できるというやうな権利、それは放送だけではないで、どこで上映することもできるやうな権利まで取つてゐるといふ契約が、ほとんど全

部といつても間違いないわけでございます。

こういふふうに、実際には法律で保障されている権利さえ、実は契約によって取られていたというものが現状でございますから、法律でそういう権利制限を受けますと、私どもの立場はますます弱くなつてしまふ。むしろ法律でどれだけ保護してくださつても、なおかつその個人契約で保護してくださつた権利まで取られるというふうな現状を何とかここで取りとめたいというのが、むしろ私どもの切実な願いでございます。現状はそういうもので、決して均衡がとれているというふうなものではございません。

○小林(信)小委員 私を持ち時間というものは大体一時でもつて終わることになっておるのです。が、ちやうどその話が出ましたから、この機会にお聞きしたいのです。さつき寺島さんがおっしゃつた六十八新作、これをたいがいいい時間に放送される番組だと思つておるのですが、あの一時間の番組で、これはいいものだと思います。それと、スポンサーから金を取るのですか。そういう具体的な問題から少しこの際お聞きしておきたいと思つますが、そうしてその中で、テレビでもつて放送するものは、いま寺島さんがおっしゃつたように、もうたいがいテレビ局自体はつくらない。大体それは下請のほうに回す。いまにNHKだけがやつて、あの民放は全然自分のところで製作しないだらう、つくらないだらう、こゝ言われましたが、私もそういふふうに承つております。下請をするその下請は、そのうちのどれくらい金でやつておるのか。そうすると、その中から今度はシナリオの方たちの取る金も出てくるわけですが、それと、そういうものをもしお差しつかえなかつたらこの際ひとつ知らせていただきたいと思ふのです。そういう中から伊藤さんが考へておられるようなほんとうに均衡であるかどうかという問題も、もつと具体的に知らせていただくことができると思ふのですが……

○寺島参考人 私どもが聞いておりますところによりまますと、いまゴールデンアワーで放送しておりますテレビドラマは、大体製作費が三百五十万から五、六百万、中にはたいへんなお金をかけておるいわゆる札束番組と称せられるようなものもございまして、大体三百五十万から五、六百万のものだといふふうに聞いております。実はこれがいわゆる放送局から映画製作会社とかプロダクションに下請に出されます場合には、ほぼこれと同じような製作費、あるいはや一割くらい多いくらい程度の製作費で下請に出されるのだといふようなことを聞いております。実はたいへんひどい例を申し上げますと、五社の中のある映画会社でございますけれども、その映画会社のテレビ製作部と申しますのは、たとえば放送局からテレビ映画の製作を請け負いますと、自分のところでは製作いたしません。自分のところでは俳優を貸すだけでございます。さらに下の下請会社に出しております。この間で二割、いわゆるその中間で映画会社は取つていらつしやるというふうにしてあります。これは映画会社の方から伺つたのですから、まあ間違いないと思つます。ですから、放送局から出された製作費というものは、一番ひどい例でございます。まずその間に立つたスターさんをたくさんかかえていらつしやる映画会社が二割、いわばピンをはねまして、さらに下請に出されているというふうなひどいケースもございまして、ですから、その下請会社が実際に製作に使つておるお金というものは、ごく最初の金額でもそれほど高いものと思ひます。それけれども、それがさらにだんだんと手に渡つていけるうちに減つた金額になるわけですね。しかも放送局の場合には、この三百五十万から五、六百万というのは、幾らかの間接費も入れてはいらつしやるけれども、ほとんど直接費でございます。それが下請に出されますと、下請の会社は、放送局と違ひまして、その中から直接費はもちろん間接費も出し、しかもなおかつ自分のところのもうけも出さなければならぬわけですね。そうしますと、実際にスポンサーから放送局に渡つておる製作費といふものは、実際の場で使われておるのはそのうち

の何割かになつてしまふ。へたをするところの半分

くらいになつてしまふこともあり得るわけですね。そういう製作費の中で払われておりますたとえは脚本料などが、大体製作費の何%くらいになつておりますかといふと、総製作費の約二、三%、中には四%というふうなものもございまして、これも、大体そういうことになつております。ですから、実際には、私どもは放送の仕事をしておりますから、放送のそういういろいろな矛盾点が目につきやすいのですけれども、たとえば劇場用映画の場合もいろいろな問題があるのだと思ひますけれども、それに比べてみましても、テレビ映画の場合の製作費といふものは、はるかに安い、十分の一くらいは製作費でやつておるわけですね。したがって、脚本料も、劇場用映画の脚本料に比べても、これは十分の一どころではございません。十五分の一、二十分の一というふうな低さでございます。それで、権利だけは劇場用映画と同じようにとりとられてしまつて、放送でもどこで上映することも自由であるというふうなことでは、私どもはどうもちよつとがまんができません。これは私ども脚本家の目から見ましたテレビ映画の製作の現状でございますけれども、これは実際には一部のスターさんを除いては、スターではない俳優さんたちの場合も同じようなことがいえます。つまり放送局で仕事をやるよりははるかに悪い条件でテレビ映画、いわゆる外部に出されている作品の仕事はしている。それから監督さんなどもたいていへん、私も、私どもが見ても、私どもが悪い条件で仕事をしております脚本家から見ても、お気の毒だと思ふような現状で仕事をしております。たゞたとえば放送局で演出をいらつしやる演出家の方は、放送局の給料はほかの企業に比べて決して悪くない、やよいいのではないかと思ひますけれども、実際にその放送局で放送されているテレビ映画を演出しているいわゆるフリーの監督さんとか、映画会社に所属していらつしやる監督さんといふのは、一本たとえば三十分のものを二

万とか三万というふうな監督料で製作していらつ

しやる。これはもちろん、たいへん有名な渡辺邦男さんとかいうような方たちはどうなのか知りませんけれども、わりには多く放送されている作品は、監督さんの場合には、われわれがたいへん悪い悪いと思つておるその脚本家の条件よりも、さらに悪い条件で仕事をしております。ふりに聞いております。

○小林(信)小委員 一番最初のゴールデンアワーの放送料というのですか、スポンサーから取る金ですね、そのお話がなかったのですが、そこから始まらぬと、いまお話を聞いたのが大体その何%ぐらいに当たるのかわからないのですが、それは御存じないですか。

○寺島参考人 放送の場合に、いわゆる電波料と製作費と二本立てになつておまして、電波料のほうには、各時間帯によつて違つております。それとは別に、製作費として放送局がスポンサーからもらつていらつしやる料金が三百五十万から五、六百万というふうな、ゴールデンアワーに放送されているドラマの場合、三百五十万から五、六百万だといふふうに伺つております。

○小林(信)小委員 とにかく俳優とかあるいは隣

接権に該当するような方たち、非常にはなやかなものが見られるのですが、案外そういう下積みというのか、下のほうには非常にみじめな人たちがあつておるのです。先日も私映画会社へ行つたのですが、実際放送料、相当な額をとるのでしようが、テレビ映画の撮影所を見ましたが、撮影の建物の外でもつて、大道具が小道具が知りませんが、ほとんど大工さんがやつておるわけですね。そうすると、それが中へ響いてくるわけですね。だから、防音装置なんかをせずに、津川雅彦さんといふ人ですか、あの人がテレビ放送の映画をとつておるのだという場面を見たのですが、監督が本番と言ふときには、外のほうへ連絡が出ていつて、そうして外部の音を消さなければならぬようなお粗末な建物の中で、しかもそれは大映でしたが、やつておりました。そういうふうに、非常

にはなやかな中に、實際現場へ行つてみますと、必ずしも私たちが予想したような、想像したようなものがなかったわけですが、またその中で今度は働いておる俳優さんだとかあるいは美術を担当する人、衣裳を担当する人たちというような人たちの姿を見まして、こういう下積みのものがあつて、そして一部はなやかなものをとらえて、そして使用者側は必ずしも著作権者というものが恵まれていないわけではないというふうにいわれるのですが、そういう点も私も十分考慮をして、この法律というものを考えていかなければいけない。伊藤先生もおっしゃった憲法論から、あるいは著作権という本質的なものも私も十分考えて、これから審議をする参考にしていきたいと思いますが、たいへん時間をとりまして申しわけございませんでした。ありがとうございます。

○高見小委員長 参考人各位に対する質疑は、これで終了いたしました。

参考人各位には、長時間にわたり御出席をいただき、貴重な御意見をお述べいただきまして、ありがとうございます。本小委員会といたしましては、各位の御意見は今後の法案審議に十分参考にいたし、審査を行なつてまいりたいと存じます。厚くお礼を申し上げます。

次回は、明三日金曜日、午前十時より開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時十六分散会

文教委員会著作権法案審査小委員會議録第三号
中正誤

ページ 段 行 誤 正
二 四 三 ○川村小委員長 ○川村小委員